（様式６－１）

　　年　　月　　日

大阪市東住吉区長　　様

大阪市契約担当

大阪市契約管財局長　様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　実 印

生年月日　　　　　年　　月　　日生

住所

**誓　　約　　書**

　私は、東住吉区矢田南部地域における開発条件付き市有不動産売却に関する開発事業者募集プロポーザルへ参加するにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

Ⅰ　本市有不動産を取得して、本実施要領に基づいた提案計画に関し、自ら施設等の建設、公共施設の整備、事業の実施、運営等を責任をもって行えること及び、本実施要領に基づき、提案計画に関し施設等の建設完了、事業の実施まで責任を負えることができること。

Ⅱ　申込書類の提出日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している、地方税及び国税に係る徴収金（法人税・所得税、法人事業税、法人（個人）市民税、固定資産税・都市計画税[土地・建物]、固定資産税[償却資産]）及び消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

Ⅲ　大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、不動産の売払いから、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約すること。

１　私は、次の不動産の売払いに際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

　（売買土地の表示）：大阪市東住吉区矢田５丁目６番１、10番１、11番１、13番９、20番１、
20番４、20番５、20番６、20番７、88番４、88番10、88番21、
88番31、88番32、156番６、171番１

２　私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、

大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意しま

す。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は

大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴

力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意

します。

（参　考）

**○大阪市暴力団排除条例（抜粋）**

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2)　入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3)　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4)　公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6)　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7)　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8)　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

２　市長は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

**○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

　(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その

他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することと

なる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は

第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかな

る名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所

その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

　　ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を

する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

　　エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材

又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者